

環境衛生（ごみと資源の分け方、出し方）

※ごみは、次の分類ごとに**カレンダー**で**収集日**を確認のうえ決められた時間・場所に出してください。
※ごみ置き場は、地域の方で管理していただいています。ルールを守ってきれいに出すよう心がけましょう。
※分別に迷った場合は、**町ホームページの分別早見表(五十音順)**をご覧ください。

分 け 方					出 し 方	
もえるごみ 週2回 ◆場所◆ もえるごみ置き場 ◆時間◆ 当日前8時まで	生ごみ…台所の生ごみ(水切りする)、貝殻 革製品…靴、サンダル、カバン 布類…靴下、ストッキング、手袋、ぬいぐるみ、汚れている布、切れた布 ゴム製品…長靴、ホース(30cm以下に切る) 容器包装以外のプラスチック製品はもえるごみです。 *生ごみ処理器の設置推進制度があります。 詳しくは環境上下水道課へお問い合わせください。				◆30cm以内に専用指定袋に入れて指定場所へ出してください。 ◆雨天時には、雨水が入らないように、口を固くしぼり、横倒しにしてください。	
	新聞紙	ダンボール	雑誌類	紙パック	雑がみ・紙箱類	布 類
資源ごみ 毎週土曜日 ◆場所◆ 資源ごみ置き場 ◆時間◆ 当日前9時まで	品目ごとにひもで十字にしぼる ※品目が混ざっているとは回収されません 段ボールマーク 目安にしてください 雑誌、書籍、パンフレット、コピー用紙、チラシ、包装紙など 牛乳・ジュースパック(内側が白色のもの)				ペットボトル 透明、半透明の袋に入れる 洋服、着物、帯、シーツ、毛布、タオルなど 綿やダウンの入ったものはもえるごみへ	
	プラマークごみ (プラスチック製容器包装) (資源) 毎週水曜日 ◆場所◆ もえるごみ置き場 ◆時間◆ 当日前8時まで				◆雨天の場合の収集(荒天の場合は除く) 紙類・ペットボトル類は収集します。布類は収集しませんが、出さないでください。 ◆雑がみは紙を回収します。紙以外の素材(セロハンテープ、封筒のフィルム、ホチキスの針など)を取り除いてください。 ◆ペットボトル、紙パック類はよく洗ってから出してください。 ◆取っ手が紙以外の紙袋は、取っ手を切って出してください。 ◆ペットボトルのキャップとラベルはプラマークごみに出してください。 ◆まとめて透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ◆食品などの付着したものはよく洗って、乾かして出してください。 ◆袋の中に口をしぼった小袋(2重袋)を入れないうでください。異物が見つかりにくくなります。 ◆汚れがとれないものや容器包装以外のプラスチック製品(プラマークがついていないもの)はもえるごみに出してください。	

もえないごみ (一部資源) 月2回 ◆場所◆ もえないごみ置き場 ◆時間◆ 当日朝9時まで	カン・金物類 30cm以内(厚さ3mm以下)のもえな いもの、アルミ・スチール缶、スプ レー缶、刃物、フライパン、鍋、ホ ロー製品、ボット、傘の骨、おもちゃ、 コード(束ねる)				ビン	ガラス製品(割れもの含む)	乾電池類	セトモノ類	蛍光灯・電球	◆アイロン・プラインドは粗大ごみです。 ◆傘の骨は長さ30cm以上でも金物で 出せます。(生地はもえるごみ) ◆スプレー缶は「ガスを使い切って」金 物のコンテナへ入れてください。 ◆包丁などの刃物は紙にくるんで「危 険」と記入して出してください。 ◆カッターの刃、カミソリ、安全ピン、 ネジ、クギなどはふたのある空き缶に 入れて出してください。 ◆ライターは使い切って出してください。
	剪定枝 1本の枝の長さ120cm未満、 太さ10cm未満のもの (太い枝は10cm 未満に切る)				葉・草 十分に乾燥さ せて、根、こみ、 土などの混入 のないもの		町収集日以外に、 直接施設へ持ち込むことが できます。この場合は、事前に環境上下水道 課で手続きが必要です。(※事業活動によっ て発生したものは手続きが不要です。直接施 設へ持ち込んでください。) 開成町グリーンリサイクルセンター ☎85-5020 〔開業時間〕日・祝祭日を除く8:30～17:00 (12:00～13:00を除く)			

粗 大 ご み 月2回・予約制 有 料	●対象となるもの 大きさ30cm以上で180cm×90cm×90cmまで。 原則40kg以下のももの。 ◆ストーブ、掃除機、こたつなどの家電製品 ◆机、イス、タンスなどの家具 ◆自転車、一輪車、子どもの車、ベビーカー ◆ふとん、マットレス、じゅうたん 1点1,000円(税別)ただし、処理が困難なものは 5割増となります。				粗大ごみの出し方(収集方法) 申し込み:環境上下水道課窓口又は駅前窓口コーナーにて申請書に記入 (1回の収集で1世帯3点まで) ※先着順で受付します。申込み期日(締め切り)は、原則、収集日の前 の週の金曜日ですが、処理可能な限度数量に達した場合、期日 より前に申込みを締め切ることがあります。 手 数 料:お支払い窓口にて手数料を納入 券の発行・収集券(シール)を発行 持ち出し:自宅の門の前など収集しやすい場所(地上)に収集処理券を貼って出す。 収 集:町が委託した業者が収集します。収集数が多い場合、午後まで 収集がかかります。 ※立ち合いは必要ありません。	
	●手数料 手数料5割増 の主なもの				●対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、 デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型 ゲーム機、電子辞書 ●注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が 責任をもって個人情報などを消去してから 入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却でき ません。 ◆電池は外してもえなごみ」で出してください。	

粗大ごみ 直接搬入 月2回・予約制 有 料	事前予約で足柄西部環境センターにごみを直 接搬入することができます。 ●詳細 ◆受入日:毎月第1・3水曜日 10時～15時 ◆受入ごみ:粗大ごみ(可燃、不燃) ※処理困難物は対象外 ◆手数料:25円/kg ただし10kgに満たない場合 は250円 ※支払いは現地支払い。 環境上下水道課で手続きしてください。 搬入日の1ヶ月前から申請受付開始) ●申請方法 ※事前予約(1)の取扱いと申請が必要で、 ※5点以上(分別収集対象)が対象 ※先着順				●対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、 デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型 ゲーム機、電子辞書 ●注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が 責任をもって個人情報などを消去してから 入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却でき ません。 ◆電池は外してもえなごみ」で出してください。	
	町で収集 しないごみ				●収集しない主なもの バッテリー・タイヤ、ブロック・コンクリート、 塗料、農薬、薬品、家の改築や解体のごみ・廃材、消火器、ガスボンベ、 多量のビニール、医療ごみ、風呂おけ・便器、農機具類、車両の部品、 その他危険物など 法律でリサイクルされる ことが決まっているもの テレビ、パソコン、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫 ◆買ったところ又は買い替える時に引き取ってもらうか、専門業者に相談して ください。◆パソコンは各メーカーも回収・リサイクルを行っています。 (メーカー・製は、各メーカーの受付窓口、商店・撤退メーカーや自作パソコンは、 パソコン3協連協会03-5282-7685 http://www.pc3r.jp)	

商店や事業所、工場などの事業活動によって発生したごみは、一般家庭用のごみ置き場には出せません。

環境衛生

し尿（くみ取り便槽）

- 申し込み方法
環境上下水道課に事前申込が必要です。申込書は、環境上下水道課窓口で配布又は町のホームページからダウンロードしてください。申込書に必要事項を記入してください。
- 申込内容を変更する場合
トイレを水洗式に改修するとき、世帯人数や住所を変更するときなどは、事前に環境上下水道課へご連絡ください。
- 処理手数料

定額制	一般家庭 月1回くみ取り	1人月額 360円（税抜き）
	工事現場などの 仮設トイレ	36Lにつき 360円（税抜き）

浄化槽

- 法定検査
浄化槽設置後3か月から8か月までの間に検査を受けましょう。以降は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。
 - ・申し込み（一社）神奈川県保健協会西湘支所
TEL 0463－73－0511
- 保守点検
機械の点検や補修、消毒剤の補充などを行います。年に3～4回を目安に点検を受けてください。
 - ・申し込み 県知事登録の点検業者へ主な浄化槽保守点検業者一覧
(足柄上地区浄化槽対策連絡協議会会員)

名 称	電 話 番 号
あしがら環境保全(株)	0465－74－0056
南足柄衛生(有)	0465－74－0255
(有)松田衛生社	0465－82－0511
新生実業(有)	0465－83－6888
(有)共和衛生工業	0465－82－0030
(株)浄化槽管理センター	0465－32－8853
サーヴ住設(株)	0465－37－6001
(株)ソウマ	0467－54－6414
(株)エコ・クリエイティブ・ジャパン	0463－34－5185
日立化成メンテナンス(株)	042－761－2368
大阿蘇水質管理(株)	048－974－8011
中央フジクリーン	0463－75－4152
(株)西原ネオ	03－3452－4444

- 清掃
浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業を行います。毎年1～2回の清掃が必要です。
 - ・申し込み 町許可掃業者
(有)共和衛生工業
TEL 0465－82－0030
- 浄化槽については神奈川県が管轄していますので、不明点等は下記にお問合せください。
 - ◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465－83－5111

ペット

- 犬の登録と狂犬病予防注射
犬を飼うときは、狂犬病予防法により、登録手続き(生涯1回、登録手数料3,000円)と狂犬病予防注射(年1回、注射料金+注射済交付手数料550円)が義務づけられています。狂犬病予防注射は、町で行う集合注射または動物病院で受けてください。
 - また、犬が死亡したときや飼い主の変更、住所の移動などがあつた場合は、環境上下水道課に届出が必要です。
- 動物(犬・猫・鳥等)に関する連絡先

飼えなくなった動物の相談	神奈川県動物愛護センター 又は 神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
病気やケガをした 野生動物を見つけたとき	
野犬を見つけた場合	
野良猫の被害相談	
犬の放し飼い・鳴き声で 困った場合	神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
犬に咬まれたとき	
犬や猫を譲ってほしいとき	神奈川県動物愛護センター
大量に死亡した野鳥を 見つけたとき	神奈川県県西地域県政総合 センター環境部環境調整課

- ◆神奈川県動物愛護センター
TEL 0463－58－3411
- ◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465－83－5111
- ◆神奈川県県西地域県政総合センター
環境部環境調整課
TEL 0465－32－8000

上下水道・道路・水路

上下水道の利用

- 環境上下水道課 TEL 84 ― 0314
- 水道の利用
水道利用の開始・中止は、事前に届出が必要です。
(手数料700円がかかります)
届け出は環境上下水道課で受け付けています。
【こんなときには届出を】
(1)引っ越しをするとき
(2)新しく家を建てるとき
(3)名義を変更するとき
(4)長期間水道を使用しないとき
(5)その他変更があるとき
- 水道料金
水道料金は2か月に1回、使用水量を計量し料金を計算します。水道料金は、基本料金に超過料金を加えた合計額です。
- 公共下水道の役割
 - ・生活環境の改善
側溝などからの悪臭や害虫の発生を防ぎ、衛生的で美しい街並みを保ちます。
 - ・水質の保全
生活排水による汚濁から公共用水域の水質を改善して、川や海をきれいにします。
 - ・浸水の防御
生活排水と雨水を分離することで浸水を防止し、暮らしを守ります。
- 公共下水道使用料
一般的な下水道使用料は、水道の使用水量等に基づいて計算し、水道料金と一緒に納めていただきます。
- 工事費用の融資制度
下水道の供用開始から3年以内に下水道接続工事をされる方で、町が協定を結んでいる金融機関から融資を受けた場合、その利子分を町が負担する制度があります。
 - 融資のあつ旋には要件がありますので、環境上下水道課へお問合わせください。

上下水道の工事

- 街づくり推進課 TEL 84 ― 0321
- 水道工事
給水装置の新設、改造、増径、撤去などの工事は、町の給水装置指定工事店にお申し込みください。(町へ登録していない工事業者に工事を依頼することはできません。)その際、工事の内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。
 - ※町の給水装置指定工事店について、不明なときは街づくり推進課へお問い合わせください。(ホームページ参照)
- 漏水の修理
 - ・宅地内で漏水を発見したとき
ご自宅の水道工事を施工した業者など、町の給水装置指定工事店に直接依頼をしてください。また、マンションなどの場合は管理人(管理会社)へ連絡してください。宅地内漏水(水道メーターの回る漏水)における修理費用は、利用者の負担になります。宅地内漏水で、発見し難い地下漏水の場合は、上下水道料金の減免制度があります。(環境上下水道課)
 - ※漏水の修理も町へ登録していない工事業者に修理を依頼することはできません。(ホームページ参照)
 - ・道路上で漏水を発見したとき
街づくり推進課へご連絡をお願いします。
- 下水道の接続工事
公共下水道が整備された区域(処理区域)の建築物の所有者は、生活雑排水(トイレ・風呂場・台所)などの汚水を公共下水道に接続して流さなければなりません。この接続工事は、町の排水設備指定工事店にお申し込みください。(町へ登録していない工事業者に工事を依頼することはできません。)その際、工事内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。
 - ※町の排水設備指定工事店について、不明なときは街づくり推進課へお問い合わせください。(ホームページ参照)
- その他
道路上のマンホールからの悪臭や詰まりを発見した場合は、街づくり推進課へご連絡ください。

道路・水路の占用等

街づくり推進課 TEL 84－0321

- 道路の占用
建築工事の仮設足場や上下水道管などの構造物を道路に設置するときは、関係図面などを添えて、事前に街づくり推進課へ申請し、許可を受けてください。
- 水路の占用
宅地への進入路確保のために水路の上に橋などを架けるときは、関係図面などを添えて、事前に街づくり推進課へ申請し、許可を受けてください。
※占用が許可されたときは、占用料を納めていただく場合があります。
- 境界確定
道路・水路・河川に隣接している土地の境界を確定したい場合は、街づくり推進課へ申請してください。なお、境界立会いから確定までの費用は申請者負担となります。
また、境界が確定済みであるかなどを確認したい場合も、街づくり推進課へお問い合わせください。

測量・登記 相談無料

石川測量登記事務所

測量業登録 第(2)-33213号
神奈川調査士 第2594号
ADR認定番号 第402017号

松田町松田惣領1282-4 ☎・FAX 82-5078

